



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：社会保険労務士法人 上町労務

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-8 ダイアパレスビル本町201号

TEL 06-6948-6098 FAX 06-6948-6096 e-mail: leadsk@lime.ocn.ne.jp

http://osakaroumu.net/

8

2021

重要・統計結果

“いじめ・嫌がらせ”が労働トラブルのトップ 相談件数では9年連続

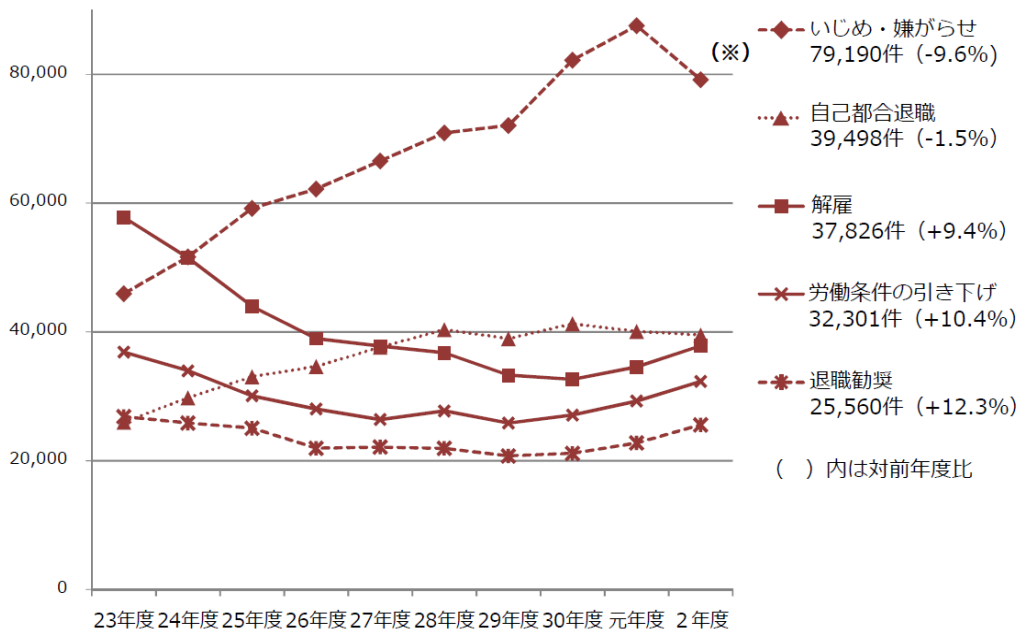
令和3年7月初旬に、厚生労働省から、令和2年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

……令和2年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」のポイント……

- 総合労働相談件数は前年度より増加。助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数は前年度より減少
 - ・ 総合労働相談件数は129万782件で、13年連続で100万件を超え、高止まり。
- 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全項目で、「いじめ・嫌がらせ」の件数が引き続き最多
 - ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、79,190件で9年連続最多
 - ……下記の【図：民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）】参照
 - ・ 助言・指導の申出では、1,831件で8年連続最多
 - ・ あっせんの申請では、1,261件で7年連続最多



【図：民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）】



★個別労働紛争のトップが「いじめ・嫌がらせ」であるということは知っておきたいところです。このような状況をみると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。

要確認

SNSの炎上等が経営上のリスクに(検討会の報告書)

厚生労働省から、「技術革新(AI等)が進展する中での労使コミュニケーションに関する検討会」がまとめた報告書(12回にわたる検討の結果をまとめたもの)が公表されました。その中で、SNSの炎上等に関する指摘もあり話題となりました。確認しておきましょう。(次ページへ続く)

SNS などのコミュニケーションツールが多様化し、個々の労働者による情報の受発信の在り方が変化することにより、労使関係や労使コミュニケーションにも影響が及んでいる。具体的な影響として以下のような事例がある。

< SNS への書き込みの「炎上」 >

○労働者が職場で受けた不本意な処遇・取扱い等について SNS 上に会社名が特定される形で書き込み、社内での問題を公にした場合に、SNS 上で非常に多くの参加者から共感を得ることで社会的な批判が巻き起こり、当該企業や労働者が影響を受ける事象が発生している。

< 「タイムライン」を通じた個人の価値観の強化・アップデート >

○SNS の普及により「タイムライン」等を通じて、自分の興味のあるものをフォローすることで自動的に自分の求める情報の受信が可能となったこと、自らの考え方への共感を即時に得られること等により各自の考え方が強化されるという現象が発生している。

○個人の労働環境に関する考え方についても同様に、日々、個人の興味や選好が反映された最新の情報に触れることで、自身の考え方がより強められる方向で更新され続けることや、SNS 上で同様の問題意識を持った人々の共感を得ることにより、職場への不満の声を上げやすくなっている可能性がある。



▼ 今後の労使コミュニケーションの方向性は？ ▼

●企業が労使コミュニケーションに取り組む際には、ソーシャルメディアの普及など、時代の変化に応じて労働者の労働環境に関する考え方が変化していることを踏まえて、企業と労働者との間での認識の違いを埋める姿勢が求められる。

★労働者が SNS で不満を訴え、企業が損害を受ける事例が発生していることなどは、把握しておきたいところです。具体的な対応としては、社内で不満を表明しやすく、表明しても不利にならない雰囲気、企業文化を醸成することや、相談窓口など労働者の不満・苦情を処理できる仕組みを設け、実際に機能させることなどが考えられます。

要確認 **個人データの漏えい等 事案の多くは書類・メールの誤送付や書類・電子媒体の紛失**

個人情報保護委員会の令和2年度の年次報告が、政府により閣議決定されました。令和2年度において、個人データや特定個人情報の漏えい等の事案がどの程度あったのか？ その原因は？ ポイントを紹介しておきます。

..... **令和2年度の個人情報保護委員会年次報告のポイント**

< 個人情報保護法等に関する事務／漏えい等事案に関する報告の受付状況等 >

- 令和2年度において、個人データの漏えい等事案について、4,141 件の報告を受けた
(このうち、委員会が直接報告を受けたものが1,027 件、委任先省庁を経由して報告を受けたものが1,122 件、認定団体を経由して報告を受けたものが1,992 件)
- 漏えい等事案の多く (82.2%) は、書類及び電子メールの誤送付、書類及び電子媒体の紛失であり、その他の発生原因としては、インターネット等のネットワークを経由した不正アクセス等であった

< マイナンバー法に関する事務／漏えい事案等に関する報告の受付状況等 >

- 令和2年度において、マイナンバーを含む特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案については、207 件の報告を受けた
(このうち、「重大な事態」については、行政機関から2件、地方公共団体から3件、事業者から3件)
- 漏えい事案等の報告の多くは、地方公共団体においてマイナンバーを含んだ書類を紛失した事案であった

★これを機に、書類や電子メールの誤送付、書類や電子媒体の紛失などのイージーミスがないよう、改めて気を引き締めるようにしましょう。また、不正アクセス等への対策にも万全を期しておきたいところです。



8/10	● 7 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
8/31	● 7 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 6 月決算法人の確定申告と納税・12 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 9 月・12 月・翌年 3 月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆あしがき◆

.....